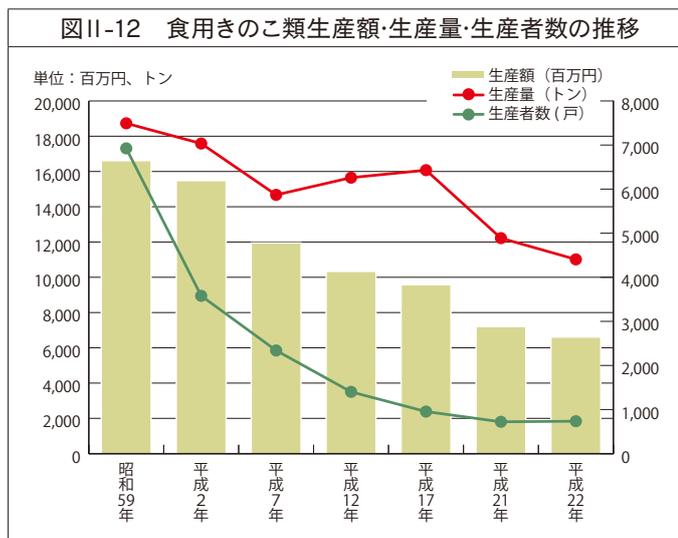


(4) きのこと産業等の振興

ア 現状・課題

- 全国有数のきのこ生産県ですが、きのこ類の生産額は昭和59年次(約166億円)をピークに減少し、平成22年次には約66億円となっています。
- 生産形態は農林業の複合経営から企業的栽培へと移行しています。
- 生産者は、高齢化等により減少しています。
- 生しいたけは、原木栽培^{※1}から菌床栽培^{※2}へと移行しています。
- 農協系統出荷が主流ですが、直売所等への直接出荷も増加しています。
- 消費者ニーズと小売り形態の多様化への対応が必要です。
- きのこの消費量は増える傾向にありますが、産地間競争の激化から価格は低迷し、所得確保には生産の効率化が必要となっています。
- 放射性汚染物質問題や残留農薬^{※3}問題など、食の安全・安心への取組が求められています。
- 木炭の生産量は、近年の景気減退の影響もあり、減少傾向にあります。



(資料 群馬県：特用林産物生産・流通の実態)



写真:ぐんまの“きのこ”(しいたけ、まいたけ、なめこ、ぶなしめじ、エリンギ、えのきたけ、ひらたけ)

❏ 施策展開

力強く躍進する群馬のきのこ産業の確立と林産物の振興を図ります

POINT 施策のポイント

- ◇生産コスト低減、安定生産を図るため、きのこ生産基盤の整備を推進します。
- ◇原木しいたけ栽培への新規参入を促し、自伐による原木確保を推進します。
- ◇認定農業者^{※4}など、中核となるきのこ生産者を育成します。
- ◇安全・安心なきのこを生産するため、徹底した生産工程管理を推進します。
- ◇各種イベントを開催して、県産きのこのブランド化を推進します。
- ◇直売所におけるきのこ・山菜販売など、観光との連携を強化します。
- ◇適径以外の原木利用や廃ほだ、廃菌床を活用した収入確保を推進します。
- ◇木炭、竹炭の新たな利用方法を確立し、利用拡大に努めます。
- ◇地域性のある林産物の栽培、加工など、新たな林産物の発掘、利用を推進します。

◆数値目標

項目	現状(平成22年)	目標(平成32年)	備考
きのこ生産量(トン)	11,014	13,000	
きのこ生産額(億円)	66	78	
中核的きのこ生産者数	138	150	年間生産量10t以上
県内産しいたけ原木の購入数(m ³)	13,653	15,000	
農業生産工程管理(GAP) ^{※5} 等取組生産者数	2	7	
主要生産きのこ品目数	4	7	年間生産量1,000t以上、または全国順位5位以内

◆具体的施策

①きのこ生産体制の強化

- きのこ発生の効率化や定量化に向けた生産施設の近代化を推進します。
- 低コスト化と品質の安定化を図るため集荷の共同、共選化を推進します。
- 原木の安定的な確保を図るため、しいたけ原木の共同購入を推進します。
- 後継者を含めた新規参入者の拡大を図るため、栽培技術の講習会や自伐による原木の確保に対応した原木伐採研修会を開催します。



写真：きのこの自動選別作業

- きのこ生産者が認定農業者として認定されるよう、JAや各種団体と連携して経営指導に当たります。
- 本県オリジナルの品種や他にないきのこを育成して、市場競争力を高めます。

②安全で、安心なきのこの生産

- 消費者ニーズに応じた安全・安心なきのこ生産を促進するため、原木・菌床の情報から生産者、生産方法まで一連の透明性を高めます。
- 生産工程において、全ての記録や点検を行う「農業生産工程管理(GAP)」への取組を推進します。
- 食の安全、安心に関する普及啓発セミナーを開催して、生産者等の意識の向上に努めます。

③消費拡大、販売促進、宣伝活動の強化

- きのこ品評会・きのこ料理コンクールの開催、各種フェア・イベントへの参加を通じて、きのこの消費拡大に努めます。
- 植菌済みの原木や菌床の販売により、家庭等での栽培を通じて、きのこをより身近に感じる取組を推進します。
- 観光ルートにおける直売所を活用して、地域の生産者が自ら販売する取組を推進します。



写真：きのこ品評会

④森林資源、林産物の有効活用

- 適径以外の伐採原木は、現在普及しつつある薪ストーブの薪として利用するほか、木炭、オガ粉等の段階的利用を進めます。
- きのこ生産後の廃ぼた、廃菌床は、菌床基材への再利用やバイオマス燃料として利用するなど、最後まで利用する取組を推進します。
- 木炭、竹炭は、燃料としての利用のほか、消臭や湿度調整、土壌改良など、新たな用途を開発し、利用拡大に努めます。
- ギョウジャニンニク、イワダケ等これまで一部の地域でしか利用されていない森林資源、林産物を発掘し、利用を推進します。



『用語の解説』

※1：【原木栽培】

コナラなどの樹木を同じ長さに切ったもの(原木)に穴をあけて種菌を打ち込み、菌を蔓延させてきのこを発生させる方法。

※2：【菌床栽培】

オガクズなどの木質基材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地(菌床)で、きのこを栽培する方法。

※3：【残留農薬】

作物や動植物の体内や体表面、あるいは土壌中に残存している農薬。

※4：【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、田畑の拡大や機械化などについて取りまとめた農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

※5：【農業生産工程管理(GAP)】

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。Good Agricultural Practice の略。